平成２３年（フ）第２１０号
福井市甑谷町第６号３番地
債務者　河村　一枝
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５８号
福井県あわら市市姫１丁目22番22号
債務者　稲葉香緒里
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
福井県坂井市春江町姫王第11号11番地
債務者　坪田　珠実
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
福井市甑谷町第６号３番地
債務者　河村　正幸
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
福井県丹生郡越前町朝日第５号80番地２　クレディプラスＡ―101号室、旧住所福井県丹生郡越前町織田第44号９番地
債務者　島田田鶴子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
福井市加茂河原２丁目21番34号
債務者　北　　光治
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１００号
長野県岡谷市湖畔４丁目３番71号　フォレストグリーンハマＡ102
債務者　大塚　明史
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１０７号
長野県諏訪市大字四賀2920番地６、前住所長野県茅野市ちの243番地１　レオパレスリブレ106号
債務者　柿澤裕一朗
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１７５号
福岡県飯塚市目尾412番地11、前住所福岡県飯塚市菰田東２丁目１番６号
債務者　井上アサエ
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１７８号
福岡県嘉麻市上臼井292番地１
債務者　林　　孝一
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第４７５号
大分市明野南３丁目４番２―28号
債務者　成瀬　徳子（旧姓近村）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４８５号
大分県別府市石垣東２丁目５番33号
債務者　諸冨　重信
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４８６号
大分市下郡中央３丁目６番23号
債務者　衛藤　　馨
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４２５号
盛岡市三本柳７地割13番地10、旧住所盛岡市手代森14地割２番地75
債務者　鎌田　順子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４７１号
盛岡市東見前９地割104番地１　ニューシティ藤澤Ｂ―103号
債務者　黒澤　大寿
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７９１号
千葉県野田市山崎2697番地の13
債務者　草階　　一
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８０３号
千葉県野田市堤台56番地の１　ゼクサ向山Ａ―201
債務者　森本　　稔
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部